## 平成25年第1回定例会

# 特別委員会中間報告書

広域行政・行財政改革特別委員会

大分県議会

## 目 次

【はじめに】	1
【調査の概要】	
行財政改革の取組について	2
1 中期行財政運営ビジョンについて	2
2 公社等外郭団体について	9
3 行財政高度化指針について	1 3
広域行政について	2 0
1 九州広域行政機構(仮称)について	2 0
2 九州各県議会議長会に設置された	
九州・沖縄未来創造会議、広域行政懇話会について	2 1
3 関西広域連合について	2 2
【提言】	2 5
	۷ ۵
【終わりに】	2 9
【委員会の活動状況】	3 1

#### 【はじめに】

本委員会は、地域のことは地域自らで決めるという地方分権の動きの中で、広域 行政等について調査し、今後の広域行政や行財政改革のあり方等を検証することを 目的として、平成23年第2回定例会において設置されたものである。

現在、東日本大震災からの復興や世界的な金融不安など、国内外の動向は不透明であり、地方財政を取り巻く環境は一段と厳しさを増している。

本県の行財政改革は、平成16年に「行財政改革プラン」、平成21年に「中期 行財政運営ビジョン」を策定し、聖域なき行財政改革に取り組んでおり、大きな成 果をあげてきている。

しかしながら、夢と希望を持ち、心豊かに暮らせる大分県づくりを目指す、長期総合計画「安心・活力・発展プラン2005」の期間最終年度である平成27年度を間近に控え、プラン2005の達成のためには、平成24年度からの新たな行財政運営の指針となる「行財政高度化指針」のもと、引き続き行財政改革への取り組みを進めることが必要である。

また、地方分権は、地域の特性に応じた個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るうえで不可欠であり、地方が主役の国づくりに向け、本県が果たすべき役割や責任も大きくなっている。

本委員会では、本県における持続可能な行財政基盤の構築や、地方分権を巡る広域行政の取組等について、関係部局長から説明を聴取するとともに、九州各県議会との意見交換を通じて情勢を把握し、参考事例を現地調査するなどして鋭意調査・研究を進めてきた。

以下、付託事件の調査及び結果の概要について報告するものである。

#### 【調査の概要】

- I 行財政改革の取組について
  - 1 中期行財政運営ビジョンについて

平成21年3月に策定した「中期行財政運営ビジョン」は、平成23年度までの3年間の行財政運営の羅針盤として、「夢と希望あふれる大分県」の実現に向け、「安心・活力・発展プラン2005」のさらなる推進のため、喫緊に取り組むべき政策目標を掲げ、併せて、これを実現できる強靱な行財政基盤の構築に向けたさらなる改革の取組を骨太に盛り込んだものである。

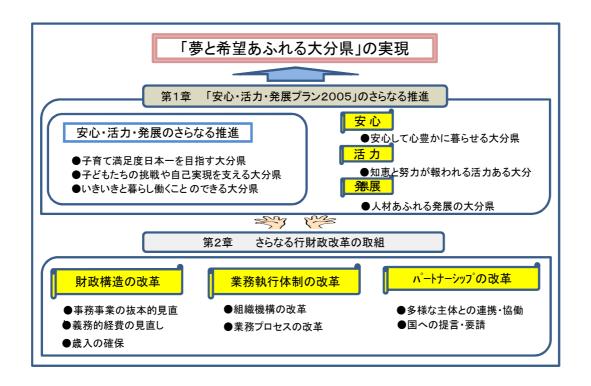
「安心・活力・発展プラン2005」のさらなる推進では、大分県の未来を担う子どもたちや若い世代の夢を後押しする対策を講じ、長期的な少子化・人口減少の流れを少しでも緩和していくことが大切であり、特に、子どもの誕生から成長に至る過程での総合的な子育て満足度日本一を目指し、子どもたちの挑戦や自己実現を支え、いきいきと暮らし働くことができる大分県づくりに向けて取り組んできた。

「さらなる行財政改革の取組」の結果については、財政調整用基金残高は、 目標額の35億円に対して実績額は455億円と、420億円の上積みを実現 した。

県債残額の状況では、目標額の1兆651億円に対して実績額は1兆418 億円と233億円減少させた。

定数削減の状況は、目標321人の削減に対して実績355人の削減と34 人の削減上積みとなっている。

### ○体系図



#### ○主な取組

第1章 「安心・活力・発展プラン2005」のさらなる推進

- 1 子育て満足度日本一を目指す大分県
- (1) 子育て支援・乳幼児医療費助成制度の堅持・拡充
  - ・入院医療費の助成対象の拡大(乳幼児から小中学生までに拡大・H22~)
  - ・妊婦健診の公費負担回数の拡大(H20:5回→H23:14回)、検査項目の
    充実(H20:3項目→H23:14項目)
- (2) 多様な保育サービスの提供
  - ・認定こども園の拡充 (H20:5か所→H23:20か所)、地域子育て支援拠点の拡充 (H20:54か所→H23:61か所)
  - •「いつでも子育てほっとライン」の開設(H22)、フリーダイヤル化(H23)
- (3) ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・政労使8者による「おおいた子育て応援共同宣言」の締結(H21)
- ・仕事と子育て両立支援モデル企業の指定 (H22:5社、H23:5社) (次世代法第13条に基づく認定企業 H20:1社→H23:8社)
- 2 子どもたちの挑戦や自己実現を支える大分県
- (1) 教育の再生
  - ・学力向上支援教員72名の加配(H20:0名→H23:72名)、体力向上実 践校の指定(H22:6校、H23:16校)
  - ・実証施設O-Laboの開設及びO-Laboサテライト(出前講座)の開催 (H22:1, 911名参加、H23:3, 228名参加)
- (2) いじめや児童虐待等に対する取組の強化
  - ・スクールソーシャルワーカーの配置 (H23:24)、スクールカウンセラー の拡充 (H23:小学校43校、全中学校、高校22校)
  - ・こども・女性相談支援センターの開設 (H22)、児童アフターケアセンター おおいたの開設 (H23)
- (3) 芸術文化やスポーツの振興
  - ・大分県美術館構想検討委員会による基本構想の検討、答申(H22)、建設 地・建築設計者の選定(H23)
  - ・総合型地域スポーツクラブの創設・育成(クラブ数H20:26→H23:39)
- 3 いきいきと暮らし働くことのできる大分県
- (1)経済・雇用情勢の急激な変化に対する的確な対応
  - ・東九州地域医療産業拠点構想(東九州メディカルバレー構想)の策定(H22)、 具体化
  - ・雇用基金の活用による新規雇用の創出(H21:3, 110人、H22:3, 677人、H23:4, 085人)
- (2)農林水産業の新たな展開
  - ・園芸戦略品目の生産拡大(リース団地整備面積 H20:6.4 ha→H23: 22.1 ha)

県域流通体制の整備(H20:3品目→H23:7品目)

- ・大分方式乾燥材認証工場による乾燥材の生産拡大 (H20:49,229m3→H23:98,374m3)
- (3) 誰もが働きやすい環境の整備
  - ・おおいた県内就職大作戦の推進(生徒等参加者数 H21:約1,600人→

H23:約1,850人)

- ・障害者就業・生活支援センターの増設及び機能強化 (H20:4センター→ H23:6センター)
- (4) 高齢者の知恵と経験を生かした元気な大分県の実現
  - ・「ふるさとの達人」の発掘・登録 (H20:70人→H23:197名、13グループ)、活用促進 (H20:1,856回→H23:5,460回)
  - ・シルバー人材センターの運営及び就業開拓員の配置(県下12か所)など、 就業機会の開拓支援
- (5) 大分県独自モデルによる環境先進県の実現
  - ・業務部門(ホテル等)の省エネ設備の導入支援(補助 H22:3件、H23:4件)(CO2削減量 H22:約280t H23:約618t)
  - ・新エネルギーの事業化に係る研究開発・技術開発支援(H23:8件)

#### 安心・活力・発展の基盤となる事業

#### 【安心】

- (1) 子育ての喜びを実感できる社会づくりの推進
  - ・救命救急センターへのドクターカーの整備(H21, 22)
  - ・周産期母子医療センター等への新生児担当医手当の助成(H23~)
- (2) 安全・安心な暮らしの確立
  - ・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄強化(県民の45% 54万9,400人分)
  - ・木造住宅の耐震診断費用の補助制度の拡充(H22:補助額 2万円→ 3万円)
- (3) 自立と社会参加を支援する社会づくりの推進
  - ・認知症疾患医療センターの設置(H21:1か所、大分市 緑が丘保養園)
  - ・こころとからだの相談支援センターの整備(H22)

#### 【活力】

- (1)活力を創造する商工業等の推進
  - ・戦略的・効果的な企業誘致の推進(H21:19件、H22:18件、H23:22件)
  - ・個性的商店街づくりの支援(H21~23:11か所 ※うち中心市街地6)
- (2) 知恵を出し汗をかいてもうかる農林水産業の振興
  - ・いちご、ピーマン、白ねぎの県域・広域の一元販売体制の整備

- 集落営農法人の設立(H20:129法人→H23:169法人)
- (3) 交流で広がる活気あふれる地域づくり
  - ・都市圏への情報発信

(近畿からの宿泊客 H20:305千人→H23:354千人)

・集落応援隊の組織化

(登録件数 H21:151団体→H23:289団体)

#### 【発展】

- (1) 多様な教育の推進と未来を拓く青少年の育成
  - ・中津商業高校の空き教室を活用し、宇佐支援学校中津校を新設 (H21.4)
  - ・大分県立爽風館高等学校の開校(H22.4)
- (2) 交流を支える交通体系の充実
  - 東九州自動車道の整備促進
  - ・スカイネットアジア航空(ソラシドエア)の誘致(H22~、3 往復/日)
- (3) 高度情報通信ネットワーク社会の形成
  - ・携帯電話通話エリアの拡大

(世帯カバー率 H20:98.6%→H23.12:99.8%)

・ブロードバンドの普及促進

(世帯普及率 H20: 44. 4%→H23:53. 7%)

#### 第2章 さらなる行財政改革の取組

#### 【財政構造の改革】

1 事務事業の抜本的見直し

「ゼロベースからの見直し」による政策的経費の選択と集中、投資 的経費・特別会計等の見直し

(運輸事業振興助成費等の補助金の見直し、公共事業の規模是正、国の補 正による基金の計画的活用、特別会計の見直し)

2 義務的経費の見直し

財政の硬直化を回避するための総人件費の抑制、公債費の抑制、県 単独扶助費の見直し

(職員定数の削減 [知事部局等△265人、教育委員会△90人] 県債の発行抑制・繰上償還・発行における引合方式の導入)

3 歳入の確保

県税収入等の確保、県有財産の有効活用、受益者負担の適正化、基金・県債等の活用

(個人県民税・自動車税等の徴収強化、臨財債の算定方式見直しによる地 方交付税の増額確保、未利用県有財産の貸付)

#### 【業務執行体制の改革】

1 組織の機能強化

喫緊の政策課題に対応した機能性・戦略性の高い組織の構築 (地球環境対策課、情報政策課、産業集積推進室、県立美術館構想推進局 等の創設、アセットマネジメント推進体制の構築)

2 組織の簡素効率化

行政コストの縮減に向けた重点化、簡素化の実施

(国民体育大会・障害者スポーツ大会局の廃止、竹工芸・訓練支援センターの見直し、振興局地方事務所の廃止)

3 行政機構に準ずる団体等の見直し

公社等外郭団体への県の関与のあり方の見直し

(指導指針・見直し方針の策定、道路公社等16団体について解散・統合・出資引揚げの実施)

- 4 業務プロセスの改革
  - IT技術の活用等による事務の効率化、業務改善の実施

(「物品調達・備品管理システム」等の導入、情報システムの導入効果を 検証する仕組みの構築、節電対策の実施)

#### 【パートナーシップの改革】

1 県民等との連携

NPO等との協働や指定管理者制度の活用等による民間活力導入

(NPO等の自立的活動のための基盤整備、県立総合体育館への指定管理 者制度導入、指定管理者評価制度導入)

2 市町村や他県との連携

行政主体間でのパートナーシップの構築を推進

(市町村と連携した小規模集落対策や鳥獣害対策等の実施、九州各県と「政 策連合」や「九州広域行政機構(仮称)」の設立を推進)

#### 収支改善等の状況

○財政調整用基金残高の状況

目標額 35億円 実績額 455億円(上積額 420億円)

(単位:億円)

	21年度	2 2 年度	23年度
①目標額	246	167	35
②実績額	350	417	455
③増加額 (②一①)	104	250	420

○財政効果額の状況

目標額 288.8億円 実績額 708.8億円 (上積額 420億円)

(単位:億円)

	①目標額	②実績額	③上積額 (②-①)
事務事業の抜本的見直し	64. 3	128. 6	64. 3
義務的経費の見直し	30. 1	33. 3	3. 2
歳入の確保	194. 4	546. 9	352. 5
合計	288. 8	708. 8	420.0

○県債残高の状況

目標額 10,651億円 実績額 10,418億円 (上積額 233億円)

(単位:億円)

	21年度	2 2 年度	23年度
①目標額	10, 217	10, 459	10, 651
②実績額	10, 237	10, 380	10, 418
③増加額 (2-1)	20	△79	△233

○定数削減の状況

目標額  $\triangle 321$ 人 実績額  $\triangle 355$ 人(上積  $\triangle 34$ 人)

(単位:人)

	H20. 4. 1	H23. 5. 1	職員数	削減数(率)		
	職員数	目標	結果	目標	結果	
知事部局等一般行政部門	4, 135	3, 885	3,870	△250	△265	
教育委員会事務局職員	403	378	378	△25	△25	
県単独配置教職員	511	465	446	△46	△65	
合計	5, 049	4, 728	4, 694	△321 (6. 4%)	$\triangle 355 (7.0\%)$	

#### 2 公社等外郭団体について

#### (1) 見直し方針の策定

平成16年からの行財政改革プランにおいて、県の出資比率が2分の1以上など特に県の関与が大きい団体を対象に、所管部局等による指導監督、県関与のあり方の見直しを行い、団体の統廃合や県からの人的、財政的支援の削減などの成果を上げてきた。

ところが、全国では株式会社大阪ワールドトレードセンタービルディングなどの膨大な債務を抱えて破綻する第3セクターの出現や、本県では平成20年に九州乳業株式会社やハーモニーランドの経営が悪化する事例が発生した。

また、特例民法法人がH25.11までに新制度への移行することとなる公益法人制度改革への対応も必要となり、平成21年からの中期行財政運営ビジョンにおいて、改めて公社等外郭団体についての県の関与のあり方などを見直すこととし、平成21年9月に「大分県公社等外郭団体に関する指導指針」を策定した。対象団体を、国所管法人等を除く県が出資する全ての団体等に拡大するとともに、団体の運営指導、県の人的・財政的関与等、指導監督のあり方全般について規定している。

この指針に基づき、対象団体を65団体から57団体に減らすなど取り組みを進めてきたが、平成22年度の包括外部監査や本特別委員会などからの意見・提言を踏まえて、団体のあり方や出資の必要性も含めた県関与のあり方等の検証を行い、今後3年程度を見越した各団体ごとの見直し方針を策定した。

団体の設立目的と活動実態が乖離していないか、効率的かつ機動的な運営が行われているか、県の関与が形骸化していないか、指導監督が行き届いているかなどに着目し、各団体運営の今後3年間の羅針盤となることに加えて、各所管部局が適切な進捗管理をすることを通じて、指導監督の強化を図ることとしている。

## ○公社等外郭団体の経営状況及び見直し方針の進捗状況

## i 団体数の推移

	H23当初	H23末	増減	備考
				(社)大分県生乳検査協会 (H23.6解散)
指定団体	3 4	3 1	▲ 3	(財)大分県原子爆弾被爆者対策協議会(H23.8解散)
				(社)大分県漁業海洋文化振興協会 (H24.3解散)
その他団体	2 3	2 1	<b>A</b> 2	大分ウォーターフロント開発(株) (H24.3解散)
				(株)エスプレス大分 (H23.9出資引揚げ)
計	5 7	5 2	<b>4</b> 5	

## (24年度の動向)

- ①解散···(財)大分県公園協会(H25.3)
- ②出資引揚げ・・・(有)大分県酪農振興公社(H24.12)、大分バス(株)(H24.11)

## ii 経営状況(23年度決算状況)

①当期純利益(当期正味財産増減額)の状況

区分	指定団体	その他団体	合計	備考
				(財)大分県総合雇用推進協会、(株)大分国際貿易センタ
プラス	1 4	1 3	2 7	ー、(株)ボール種苗センター、(株)別府交通センター、
				(公財)大分県環境管理協会 など
				(財)大分県文化スポーツ振興財団、(財)大分県地域保健
マイナス	1 7	8	2 5	支援センター、(公財)大分県交通安全協会、九州乳業
				(株)、(株)大分放送 など

## ②純資産(正味財産)の状況

区分	指定団体	その他団体	合計	備考
				大分ブランドクリエイト(株)、(株)大分国際貿易センタ
プラス	2 9	1 7	4 6	一、大分県信用保証協会、大分朝日放送(株)、大分県農
				業信用保証協会、(株)大分県畜産協会 など
				(財)大分県主要農作物改善協会、大分県農業会議、
マイナス	2	4	6	(株)サングリーン宇佐、(株)大分フットボールクラブ、
				九州乳業(株)、周防灘フェリー(株) など

#### iii 人的関与の状況

#### ①県職員の派遣 (派遣人員の状況)

	H23. 7. 1	H24. 7. 1	増減	備考
指定団体	3 0	2 5	<b>▲</b> 5	(公財)大分県産業創造機構 ▲ 4 (事業終了) (公財)森林ネットおおいた ▲ 1 (団体の体制整備終了)
その他団体	2	3	1	(公財)大分県奨学会 1 (事務局体制の強化)
計	3 2	2 8	<b>4</b>	

#### ②県職員の役員就任(役員就任数の状況)

	H23. 7. 1	H24. 7. 1	増減	備考
指定団体	3 9	3 4	<b>▲</b> 5	(公財)大分県体育協会 ▲ 1 (競技団体役員としての教職員▲1) 団体の解散によるもの ▲ 4 (指定団体3団体の解散)
その他団体	1 9	1 7	<b>▲</b> 2	(公財)アイバンク協会 ▲ 1 (公益財団移行に伴い廃止) (株)大分県畜産公社 ▲ 1 (役員就任 2→1)
計	5 8	5 1	<b>A</b> 7	

#### ③役員就任のあり方の見直し(より実務的な関与への見直し)

 [指 定] (公財)大分県産業創造機構・・・非常勤理事 商工労働部長 → 工業振興課長
 [その他] (株)大分放送・・・・・・・非常勤取締役 知事 → 副知事 大分朝日放送(株)・・・・・非常勤取締役 知事 → 副知事 (公財)大分県奨学会・・・・非常勤副理事長 副知事 → 教育長

#### iv 財政的関与の状況

#### ①指定団体

- ・(株)大分国際貿易センター・・・港湾使用料1/2減免の廃止(H24から)
- ・大分県土地改良事業団体連合会・・・土地改良資料館広報展示スペース借上げ廃止(H24から)
- ・(公財)大分県交通安全協会・・・交通安全啓発活動に係る補助金をテレビ・ラジ

オ広報、新聞広告によるものに特化(H24から)

#### ②その他の出資等団体

- ・(公財)大分県奨学会・・・運営費補助を順次削減(現行600千円→ H27年度 0 円)
- ・(公財)大分県防犯協会・・・振り込め詐欺撲滅推進広報啓発事業委託料を被害件数の減といった一定の効果があったことから廃止(H24から)

#### v 公益法人制度改革への対応状況

	移行済み	H25. 4	H25. 5以降	解散予定	対象外	計
		移行予定	移行予定		(株式会社等)	
指定団体	7	1 0	2	1	1 1	3 1
その他団体	5	1	0	0	1 5	2 1
計	1 2	1 1	2	1	2 6	5 2

#### (2) 調査対象法人を定める条例の制定

平成21年6月に第29次の地方制度調査会で、議会の監視機能の向上、 議会への経営状況の報告を要する対象となる法人を拡大するべきだという答 申が出された。

これまで県議会で経営状況を報告している法人は、地方自治法第243条の3の規定から県の出資比率が2分の1以上の法人であった。それに対して、監査の対象となる法人は、地方自治法施行令第152条の規定から県の出資比率が4分の1以上2分の1未満の法人も対象としていた。そこで、議会への報告の対象となる法人を監査の対象となる法人と同じ県の出資比率が4分の1以上まで広げるべきであるということが、この答申の主たる内容であった。

そこで、地方自治法施行令第152条が改正され、県の出資比率が4分の 1以上2分の1未満の一般社団法人、一般財団法人及び株式会社で条例で定 めるものは、議会への報告の対象とすることが規定された。

これを受け、平成24年7月6日に「大分県知事の調査等の対象となる法人を定める条例」が施行され、12法人が議会に報告する団体として追加された。

県では平成21年9月に「大分県公社等外郭団体に関する指導指針」を策定して、国所管法人等を除きすべての出資法人等の経営状況の点検評価を行っている。その状況については、所管部局から県議会各常任委員会、広域行政・行財政改革特別委員会、民間の有識者で構成する行財政改革推進委員

会へ報告しているが、制度面で補完されることとなり、議会の監視機能の向上が図られるとともに、県の指導監督の責任が明確化された。

#### 3 行財政高度化指針について

大分県では平成16年に「行財政改革プラン」、平成21年に「中期行財政 運営ビジョン」を策定し行財政改革に取り組んできた。

平成23年度に中期行財政運営ビジョンの取組期間が終了した。引き続き行 財政改革に取り組むため、平成24年3月に新たな指針として「大分県行財政 高度化指針」が策定された。

日本社会の成熟化・複雑化に伴い、個人の価値観や生き方も大きく変化しており、県民ニーズの多様化・高度化が進んでいる状況の中、限られた行政資源を最大限に活用し、県民中心の県政を展開するため、県民への行政サービスの高度化、行政体としての大分県庁の高度化に取り組む必要がある。

そこで、行政の質の向上と行革実践力の発揮を主眼とする新たな行財政運営の指針として策定された「大分県行財政高度化指針」は、持続可能な行財政基盤を構築することはもとより、県民の行政参加の促進や県民対応の迅速化、多様な主体との連携などにより、県民への行政サービスの高度化を図るとともに、真に県民が求める政策を企画立案・実行する政策県庁の実現や職員の能力向上、情勢急変の折りには機動的に対応できる筋肉質で無駄のない行財政体制の整備など、行政体としての大分県庁の高度化を図るものである。

計画期間は、「安心・活力・発展プラン2005」に掲げる政策の実現を下 支えするものであることから、プラン2005の期間と連動し、平成27年度 までの4年間としている。

知事を本部長とする行財政改革本部による内部的な進行管理とともに、民間 有識者を委員とする行財政改革推進委員会を通じて外部的な進行管理もあわせ て行う。

その主な項目の概要については、以下のとおりである。

#### (1) 県民中心の県政運営の実現

県民中心の県政運営を実現するため、副題として「行政の「質」の向上、透明性の確保」を掲げ、「政策県庁の構築」、「県民の行政参画の促進」、「透明性の高い県政運営」、「職員の能力向上・意識改革」を推進する。

#### (ア) 政策県庁の構築

①政策情報の収集と共有

政策の企画・立案の基礎となる県民ニーズの把握のため県民の声を幅広

く収集するとともに、国の動向や社会経済情勢の把握にも積極的に取り組み、その情報を県職員全体で共有する仕組みづくりを進める。

#### ②政策形成のための環境整備

県民ニーズに対応する政策を創造するため、ムダ、ムリ、ムラの解消を 進め、議論できる環境を整備するとともに、風通しが良く議論しやすい職 場づくりを進める。

また、部局間連携の強化により、部局の垣根を越えた総合的な政策の形成を図るとともに、部局横断の個別の政策課題を機動的に対応できるプロジェクトチームやワーキンググループを積極的に活用する。加えて、統計資料の政策的観点からの分析、積極的な活用や、県政の総合企画や総合調整を行う部長会議や政策企画委員会の議論の活性化を図る。

#### ③現場主義の徹底

政策のヒントは現場にあるため、現場において県民の求めるニーズや課題を掘り起こし、本質を見極めて現場に即した解決策を実行していくことが重要である。職員一人ひとりが積極的に現場に出向くなど情報収集に努め、住民の立場に立って政策を考え抜く「現場主義」を徹底し、現場の声を良く聞き、現場の知恵を生かした政策づくりを進める。

また、政策のPDCAサイクルとして、企画立案段階だけではなく、実行、評価、見直しの各段階のそれぞれで、効率的・効果的な展開を図る。

#### (イ) 県民の行政参画の促進

#### ①県民意見の反映

県政ふれあいトークや県政出前講座、各部局での現場訪問等を通じて直接県民の声を聴く機会の拡充を図り、現場主義を徹底する。また、県政モニターなどで県民の声を幅広く、的確に把握し、施策に反映できるように若年層の意見聴取の機会を拡充するなど、制度の充実を図る。

## ②積極的・効果的な県政情報発信

県民の県政への理解を深めるため、広報誌、テレビ、ラジオ、新聞、ホームページなどとともに、若年層の利用が多いツイッターを本格導入するなど、あらゆる世代への魅力的な情報発信に努める。

また、各種計画の策定過程や財政状況、政策・施策・事務事業評価結果、 各種監査結果など、あらゆる場面での県政情報の効果的発信、県民への説 明責任を果たし、受け取る側の視点で分かりやすい情報発信に努める。

#### (ウ) 透明性の高い県政運営

#### ①県民サービスの向上

県政相談部門や広聴部門などでのワンストップによる対応の推進や、提案や県民意見への迅速な対応により、県民サービスの向上を図る。

#### ②公務員倫理の徹底

職務の公正な執行と公務に対する県民の信頼を確保するため、綱紀粛正とともに、法令遵守意識の徹底を図る。

#### ③監査の充実

「監査の質の向上」が「行政の質の向上」の下支えになるよう、監査委員が行う定期監査や行政監査などについて、正確性や合規性はもとより、経済性・効率性も重視した実効性のある監査を実施する。また、包括外部監査を通じて、県の事業執行の効率化や組織運営の合理化を図るなど、監査機能の一層の充実を図る。

#### ④入札・契約制度の適正な運用

入札・契約事務においては、透明性・公平性・競争性を確保するととも に、品質の確保を図るなど適正な運用を行う。

#### (エ) 職員の能力向上・意識改革

#### ①職員の能力向上

職員の人材育成については、「新大分県人材育成方針」において、求められる人材像と組織風土を示すとともに、具体的育成策については、毎年 12月に策定する翌年度の「人材管理の運営方針」に反映している。

今後は、行政の質の向上を図るため、専門性、現場感覚、幅広い知識・ネットワーク (横の連携)、コミュニケーション能力、マネジメント能力 (管理職)の向上に重点を置いた職員研修体系の整備・充実を図る。

また、勤務評定制度における自己評価の対象者拡大や業績評価制度の推進などの人事評価制度の充実、幅広い視野と新たな発想を培うための人事交流や派遣研修の促進、長期的視野に立った幅広いキャリア形成を通じた女性職員の育成・登用、職員のモチベーションを維持し、公務効率の向上を図るための仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進などにより、人材の活用と登用を図っていく。

## ②意識改革·業務改善

OITAチャレンジ運動をさらに進め、5S(整理・整頓・清掃・清潔・習慣化)の推進や節電の取組を通じて、ムダの洗い出し、全庁を挙げた不断の点検・見直しを行う。

一昨年の東日本大震災の発生を受け、危機管理の重要性がさらに増している状況であり、県民の安全・安心な生活を維持し、社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、必要な県の行政機能を維持することができるよう準備を進めるとともに、研修等を通じて、徹底を図るとことにより、職員の災害対策に関する意識の高揚を図る。また、その他の突発的な事案・事故等に迅速かつ的確に対応するため、部局横断的な職員研修等により職

員の危機管理能力の向上を図ることとしている。

#### (2) 持続可能な行財政基盤の確立

持続可能な行財政基盤の確立のため、副題として「徹底した無駄の排除と機動的な行財政運営」を掲げ、多様化する県民ニーズや行政課題に効果的・効率的に対応していくために、限られた人的資源や財産、財源を最大限に活用したスリムで効率的な行政体制を構築していくとともに、将来を見据えた持続可能な行財政基盤を維持していくため、安定的な財政運営に必要な基金残高の確保や組織の機能充実、県有財産の有効活用等に努める。

#### (ア) 財政基盤の強化

#### ①歳入の確保

県税収入の確保については、県内経済を活性化させ、税源の涵養を図るとともに、自主財源の大宗を占める県税の徴収強化を図り、引き続き税収確保に取り組む。特に、税源移譲に伴い徴収率が低下した個人県民税については、県徴収職員の市町村への派遣や、地方税徴収強化対策連絡会議の活用などにより、市町村との連携を一層深めながら税収確保を図る。

基金に属する現金については、最も確実かつ有利な方法により運用する。 また、県立美術館整備などのプロジェクトについては、今後の財政需要 に備えた各種基金への積立を計画的に行う。

#### ②歳出の削減

事務事業のさらなる見直しにより、あらゆる経費について徹底的な見直しを行い、少なくとも毎年度40億円の経費縮減を図る。

各種団体の運営費の一部となる補助金等について、必要性を検証したうえで適正な内容に見直し、また、複雑多様化する行政ニーズに対応するため、事務事業の徹底した見直しや「選択と集中」による定数再配分等を行うとともに、財政状況や行政を取り巻く環境の変化に対応できるよう、職員定数のゼロベースからの見直しなどによる適切な定数管理により、総人件費の抑制に努める。

#### (イ)組織機構の効率化

#### ①効率的な組織体制の確立

効率的で質の高い組織体制の構築については、行政サービスの受け手である県民の視点に立って、県民にわかりやすい組織、縦割り型ではなく多様な課題に総合的に対応できる組織、迅速な情報収集や意思決定ができ、県民のニーズにワンストップで対応ができる組織を組織見直しの原則として、分権型社会にふさわしい効率的で質の高い組織体制の確立を図る。

#### ②公社等外郭団体の見直し

平成21年9月に策定した「大分県公社等外郭団体に関する指導指針」に基づき、団体の設立目的が達成され、あるいは設立の意義が薄れたりしたものなどについては、積極的に統廃合を指導していくとともに、県出資の意義の検証も常に行い、その引揚げも進める。

また、業務援助職員や役員就任、財政的支援といった県の関与については、常に検証を行い見直しに努めるとともに、団体別「見直し方針」についても着実に実行する。

#### (ウ) 財産の有効活用

#### ①公の施設の活用

公の施設(直営施設、指定管理施設)については、施設の存続を前提とすることなく、設立時からの状況の変化や、利用状況などの現状分析を行うなど常に施設のあり方を検証するとともに、県有施設としての必要性が薄れたものについては、市町村や民間への譲渡、廃止も含めた検討を行う。特に、指定管理施設については、「指定管理者制度運用ガイドライン」に基づき、適正な管理運営がなされるよう、モニタリングの徹底を図る。また、指定管理者評価制度を的確に運用し、施設管理業務の効率化と県民サービスの向上に努める。

また、これまでに整備された社会資本について、ライフサイクルコストを縮減するため、平成24年6月から九州地方知事会の政策連合「社会資本の適切な維持管理(アセット・マネジメント)の推進」を起ち上げ、九州・山口各県と連携した調査研究等を行うなど、維持管理に関する総合的なマネジメントの策定を進めるとともに、アセットマネジメントを効率的に推進する方策を検討する。

#### ②県有財産の活用

県有財産の戦略的かつ適正な管理・活用を図るため、未利用財産の有効 利活用、施設管理の適正化による計画的保全、維持管理費用の最適化によ る効率的利用の3つの観点から、ファシリティ(公共施設)マネジメント の強化に取り組む。

#### (エ) 危機に対応できる機動的な行財政運営

当面の行財政運営については、前述(ア)(イ)(ウ)に掲げた各項目に着実に取り組むことにより、行財政基盤の強化を図るが、国内外の社会経済情勢の先行きは不透明であり、現在の予測を超える緊急事態の発生も想定しておく必要がある。

このため、地方交付税をはじめとする国の地方財政対策の動向等を常に 注視する一方、諸情勢の急変により、仮に本県財政の急激な悪化が予見さ れる場合には、人件費を含む歳出削減の徹底やマイナスシーリング方式の 復活に加え、予算の執行停止などの緊急措置も視野に置き、機動的な対応 を行う。

#### (3) 多様な主体とのパートナーシップの構築

多様な主体とのパートナーシップの構築のため、副題として「地方分権型社会に向けた連携・協働」を掲げ、社会情勢の変化等による県民ニーズの複雑・多様化や、地方分権の進展等による、官民間、行政間でのパートナーシップの構築を進める。

#### (ア) 民間等との協働

①NPOとの協働

行政、NPO、企業などの多様な主体が一体となって地域課題の解決を 図る「新しい形の公共」の実現に向けた協働を推進するため、NPOの活動基盤の強化に取り組む。

#### ②企業との協働

コンビニエンスストアとの包括協定に基づく行政情報の発信・県産品の 販路拡大・防犯・防災対策など、県民サービスの充実を図るため、行政と 企業との連携・協働を推進する。

#### ③大学等との協働

高度な知見や研究開発機能等を有する県内大学等と連携するとともに、 大学等と地域との連携事業を推進する。

#### ④地域団体・ボランティアとの協働

環境美化意識の高揚やボランティア活動の活性化を図り、県民との協働によるまちづくりを推進するため、地域に密着した行政サービスを実施し、県民、ボランティアの参画を図る。

#### ⑤減災社会に向けた協働

東日本大震災を契機として、地域住民による自主的な防災活動を行う体制の確立が、地震等による災害発生時の被害軽減に重要であるということを再認識したことから、市町村や地域と連携して自主防災組織の育成強化を図るとともに、防災士を養成することとしている。

## ⑥産官学連携

地域産業の振興を図る観点から、産学の出会いの場づくりや交流活動の

活性化など、産学官連携の仕組みを幅広く産業界に定着させるための側面 的な支援を行う。

#### (7)アウトソーシングの推進

行政運営の効率化や民間活力の導入という観点から、民間との協働を一層促進し、民間が担うことがより効果的・効率的な分野・事業について、引き続きアウトソーシングを推進する。

#### (イ) 市町村との連携

#### ①職員研修の一元化の推進等

地方分権の進展等、県と市町村を取り巻く環境が急激に変化するとともに、住民ニーズが高度化、多様化する中で、地方行政を担う職員一人ひとりの政策形成能力・業務執行能力を向上させることが求められている。また、地域の振興・発展をより効果的・効率的に進めていくためには、現場での県職員と市町村職員の連携・協力が今後ますます重要となっている。

そこで、県職員と市町村職員の研修組織を統合し、合同研修の拡充等を 行う研修一元化を推進する。

あわせて、市町村職員実務研修生の受入れや県と市町村との人事交流を 進め、市町村との連携を推進する。

#### ②事務の共同実施

小規模集落対策や鳥獣被害対策、産業振興の広域的産地づくり等において、市町村との連携をさらに進める。

#### ③権限移譲の推進

市町村の自主性、自立性を強化し、住民サービスの向上を図るため、権限移譲のあり方と具体の権限移譲対象事務について県と市町村とで十分に協議を重ねながら、権限移譲の推進を行う。

#### (ウ) 県を越えた広域連携

#### ①他県との連携推進

九州の横軸である長崎県、熊本県と連携した観光ルートの策定やプロモーション活動による観光振興を図るとともに、宮崎県と共同策定した「東九州地域医療産業拠点構想(東九州メディカルバレー)」に基づく関連産業の集積や地域活性化を推進する。

また、東日本大震災を契機として、九州地方知事会に「九州・山口9県被災地支援対策本部」を設置したほか、関西広域連合と災害時の相互応援協定を締結するなど、大規模災害時の広域応援体制の構築に取り組んでいる。なお、平成24年7月の九州北部豪雨災害からの復旧・復興に向け、

現在、九州各県から被災3県への職員派遣が行われている。

#### ②政策連合の推進

九州地方知事会では、国際化や環境問題、少子高齢化・人口減少社会への対応など、各県に共通する課題に対し、一体となって共通の政策を作り上げ、連携して実行していく「政策連合」の取組を進めている。

#### ③九州広域行政機構の取組

九州地方知事会では、平成22年6月22日閣議決定された「地域主権 戦略大綱」に明記された国の出先機関原則廃止の動きに呼応して、九州地 域の活性化と地域住民の福祉の向上を第一に、分権型社会の確立に向け、 九州7県を所管する国の出先機関の事務、権限、人員、財源等を地方が「丸 ごと」受け入れる組織として「九州広域行政機構(仮称)」の設立に向け て取り組んでいる。

#### Ⅱ 広域行政について

1 九州広域行政機構(仮称)について

平成22年6月22日に「地域主権戦略大綱」が閣議決定され、国の出先機関の原則廃止が明記された。

平成22年10月18日には、九州地方知事会が国の出先機関の事務・権限・人員・財源等を「丸ごと」受け入れるため「九州広域行政機構(仮称)」の構想を発表した。

平成22年12月28日に、平成24年通常国会に国の出先機関移譲に係る 法案の提出、平成26年度中に移譲を目指す「アクション・プラン〜出先機関 の原則廃止に向けて〜」が閣議決定された。その後、「アクション・プラン」 推進委員会、地域主権戦略会議での議論を経て、平成24年6月8日の第9回 「アクション・プラン」推進委員会において、「国の特定地方行政機関の事務 等の移譲に関する法律案」が提示された。

平成24年11月13日の第10回「アクション・プラン」推進委員会において、市町村の意見反映の仕組みを盛り込んだ「出先機関改革(ブロック単位での移譲)に関する新たな対応(案)」等が提示され、大筋で了承を得るとともに、その取扱いが樽床総務大臣(当時)に一任された。法案は平成24年11月15日に閣議決定されたものの、翌日には衆議院が解散され、新政権が発足することとなったため、その取扱いは宙に浮いた状態になっている。

2 九州各県議会議長会に設置された九州・沖縄未来創造会議、広域行政懇話会 について

九州・沖縄未来創造会議は、国主導ではない地方の視点に立った道州制を含む国・地方の将来のあり方について、情報及び意見を交換する目的で、平成21年8月に九州各県議会議長会に設置された。

国と地方のあり方に関する研究は、地方分権の進展の中で避けて通ることのできないものであり、二元代表制の一翼を担う議会が、いろいろな角度から議論を行うことは重要である。

また、九州地方知事会が設立を目指す「九州広域行政機構(仮称)」に関する審議に当たり、調査、論点整理、協議等を行うため、九州・沖縄未来創造会議の分科会として平成23年8月に広域行政懇話会を設置した。

広域行政懇話会は、「九州広域行政機構(仮称)」が沖縄県を除く7県で予定されることから、沖縄県を自由参加として九州・沖縄未来創造会議の委員により構成されている。

現在、本県の九州・沖縄未来創造会議、広域行政懇話会の委員は、本特別委員会の久原和弘委員、渕健児委員、井上伸史委員の3名と河野成司議員の4名である。

平成23年11月1日の第5回九州・沖縄未来創造会議では、①「九州沖縄観光戦略について」(河原畑徹九州運輸局企画観光部長)、②「九州・沖縄の農業政策(TPP問題等)について」(松原隆一郎東京大学大学院総合文化研究科教授)、③「九州広域行政機構を巡る国の動向について」(事務局)の講演・意見交換などが行われた。

平成23年12月22日の第1回広域行政懇話会では、①「九州広域行政機構(仮称)と国の動向について」(島田勝則九州地方知事会事務局次長)、②「九州における広域観光推進の取り組みについて」(大江英夫九州観光推進機構事業本部長)の講演・意見交換を行い、その後、取り組むべき課題について各県が議論し、本県は、広域行政懇話会は「九州広域行政機構(仮称)」を中心に議論していくべきであると発言した。

平成24年7月17日の第2回広域行政懇話会では、「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」について、島田勝則九州地方知事会事務局次長から講演があり、その後、オブザーバーの谷口博文九州大学産学連携センター教授と島田次長を交えて意見交換を行った。

平成25年2月6日の第6回九州・沖縄未来創造会議及び第3回広域行政懇話会が開催され、久世公堯自由民主党本部道州制推進本部参与から「道州制基

本法案」について、関西広域連合議会議員や関西広域連合本部事務局から「関西広域連合の取組」について説明を受け、意見交換を行った。

#### 3 関西広域連合について

広域行政の参考とするため、先進事例調査として平成24年7月10日に関 西広域連合で事務調査を実施した。

#### (1) 関西広域連合設置までの経緯

平成15年に関西経済6団体が共同で設置した「分権改革における関西のあり方研究会」に、関西2府7県3政令市などが参画して、分権改革の課題、解決方法を検討したところから始まり、平成17年に設置した「関西分権改革推進委員会」で関西の広域課題を例示し「関西広域連合」の実現可能性を、平成18年設立の「関西分権改革推進協議会」で「関西広域連合」の事務の明確化等を、平成19年設立の「関西広域機構 分権改革推進本部」で広域連合の具体化に向けた検討・協議を実施してきた。

平成22年8月の本部会議において、2府5県(滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県)で9月議会での「関西広域連合」規約 の上程案を最終合意した。2府5県の平成22年9月議会での規約可決後、 平成22年11月1日に設立許可申請し、平成22年12月1日に総務大臣 の許可を受けて、「関西広域連合」が設立された。

大阪市と堺市が平成24年4月23日に加入し、神戸市と京都市が平成24年8月14日に加入した。

福井県、三重県及び奈良県が連携団体となっている。

#### (2)組織体制

関西広域連合設立のねらいは、①地方分権改革の突破口を開く(分権社会の実現)、②関西における広域行政を展開する(関西全体の広域行政を担う責任主体づくり)、③国と地方の二重行政を解消する(国の地方支分部局の事務の受け皿づくり)の3つである。

関西広域連合では構成団体等の多様な意見を反映させるために「広域連合委員会」制度を採用しており、合議により全員一致を原則としているが、構成団体の長の主導のもとに各分野の事務事業を迅速に推進するため、構成団体が事務分野ごとに「担当委員」として執行責任を担う仕組みをを採用している。

①広域防災、②広域観光・文化振興などの7つの分野の事業に取り組ん

でいる。

国の出先機関の事務移譲ついては、国が進める国出先機関原則廃止の 実現に向けて検討するとともに、地域主権戦略会議等で国出先機関の 丸ごと移譲を提案し、「経済産業局」「地方整備局」「地方環境事務所」 の3機関の移管を求めて国と協議を進めている。ただし、奈良県が構成 団体となっていないため、ブロック単位での国出先機関の移譲が困難な 状況になっている。

#### (3) 関西広域連合議会

広域連合議会は、広域連合の議事機関(議決機関)として、地方自治法で 定められた議決事件(条例の制定改廃、予算の議決、決算の認定等)の議決、 選挙(議長、選挙管理委員会委員等)、検査、監査の請求、意見書の提出等、 普通地方公共団体の議会を同様の権限を有している。

関西広域連合議会では、議員は、構成団体の議会において、各議会の議員から選挙で選出される。

議員定数は29人で、大阪府5人、兵庫県4人、京都府・滋賀県・和歌山県・鳥取県・徳島県各3人、大阪市2人、京都市、堺市、神戸市各1人となっている。

議員定数の構成団体への配分は、均等割と人口割を併用しており、均等割は構成団体に1人、人口割は構成団体の人口が250万人未満1人、250万人以上500万人未満2人、500万人以上750万人未満3人、750万人以上4人であるが、政令市については暫定で人口割のみとなっている。これは、国の出先機関の移譲を見通した議員定数の本格的な見直しまでの経過措置である。

議員の任期については、構成団体の議会の議員としての任期によることとなっており、議員報酬は年額で決定のうえ、在任月数に応じ一括支給する。

また、連合議会への出席等に要した費用はその相当額を弁償することとしている。

また、責任ある運営を担う議事機関として、その機能を十分に発揮するため、理事会を設置し、議会活動の充実について議論を進めている。

その検討の結果、総務常任委員会の設置・毎月開催、本会議の年4回(定例会・臨時会)開催、意見表明となる意見書・決議の積極的活用など、議会活動の充実を図っている。

さらに、産業環境常任委員会、防災医療常任委員会という2つの常任委員

会の設置や基本的な計画の議決等に関する条例の制定など、今後ともに議会機能の強化策に取組み、二元代表の一翼を担う議会として積極的に役割を果たし、ガバナンス強化に取り組んでいくこととしている。

#### 【提 言】

#### Ⅰ 行財政改革の推進について

本県の行財政改革については、平成23年度末に財政調整用基金残高が455億円と目標を420億円も上回るなど、大きな成果をあげている。

平成24年度からは、新たに「高度化」をキーワードとして、「行革実践力」 の発揮を主眼として「行財政高度化指針」を策定し、県民への行政サービスの 「高度化」と行政体としての大分県庁の「高度化」に取り組むこととしている。

その中で、行政体としての大分県庁の「高度化」は、直接数字に表れにくい ものであるが、平成16年の「行財政改革プラン」以降、行財政改革に取り組 み達成してきた本県では、さらなる改革の効果を出すためには必須のものであ ると考える。

行政サービスの高度化及び大分県庁の高度化が図られることで、県民がその効果を実感できる改革となり、「安心・活力・発展プラン2005」の達成に近づくと考えられることから、行政の質の向上と行革実践力の発揮に向けて、さらなる行財政運営の高度化を図るため、次の観点から提言する。

#### 1 的確な県民ニーズの把握と大胆な組織改革

県民ニーズを把握する場合、階層やグループなどにより意見が相違したり、 ずれが生じる場合や、反応が得られない場合も考えられる。そのような場合に 県民の声を、どのように県の政策に反映させるか判断することも大事になって くる。ときには、県がリーダーシップを発揮し、県民の声なき声を政策に繋げ ることも重要である。

また、直接県民と接する現場の県職員の声が反映されるように、さらなる出 先機関などへの権限移譲など、現場主義を徹底する必要がある。

#### 2 県職員のより一層の資質向上

県では、県民中心の県政運営を実現するため、県民の声に耳を傾け、現場に根ざした政策を立案、実行する「政策県庁」の実現に向けて、職員の人材育成を「新大分県人材育成方針」「人事管理の運営方針」により、職員研修体制を整備・充実させている。

確かに、県職員の地域密着が定着してきており、成果が十分に感じられる場面が多くなっている。県職員の資質の向上も図られてきている。

今後ともに県職員の資質向上に向けて、大きく移り変わっていく時代に対応

できる職員研修のあり方を、常に検証し、模索し続ける必要がある。

#### 3 事業の選択と集中

財政状況が厳しい中、選択と集中を実施し、事業の優先順位をどのようにつけるか非常に重要な課題である。

取り組むべき課題の全てに対して対策を講じていくことは、困難であり優先順位の設定が必要となる。また、どこまで集中的に行うかという判断も必要となり、成果に対するスピード感が求められる。

また、事務事業評価、行政評価、監査の結果は当然のこと、県民や議会の声に耳を傾け、PDCAサイクルの実効性を確保する必要がある。

#### 4 市町村職員との連携

現場に最も近い行政職員として住民の声に耳を傾けている市町村職員との連携が必要であり、県及び市町村職員はさらに緊密に連携していかなければならないと考える。事業に関する認識にずれや差が感じられるケースがあると、事業の効果も薄れてしまうのではないかと危惧している。

双方の職員による合同研修や、問題や課題を共有するための会議を開催するなどして共通認識を持ち、課題解決に向けたそれぞれの役割の下に、双方の事業が円滑に執行されるよう連携を深めることが必要である。

#### Ⅱ 広域行政について

九州地方知事会は、国の出先機関の原則廃止の方針に呼応し、国の出先機関の丸ごと移譲に向け、「九州広域行政機構(仮称)」の設立を推進してきた。平成24年12月の自公連立政権合意に示された「道州制の導入の推進」に対し、「九州広域行政機構(仮称)」は、政権合意に掲げる道州制の本格的な検討に向けたステップの一つともなるものであり、地方分権を積極的に進めるという観点から、これまでの議論の内容や経緯も踏まえ、議論を前に進めていくよう求めている。

九州地方知事会や九州各県議会議長会などで深く議論し、あぶり出された問題点や課題は、どのような地方分権の制度となろうとも活かされるべきものである。また、地方が主体的に制度設計に参画し、国と真摯に協議、検討した結果は、今後の議論に活かしていくべきであると考え、次の観点から提言する。

#### 1 財源について

前政権下で閣議決定された「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する 法律案」では、財源については、移譲事務等を実施するために必要な財政上の 措置を講ずるという規定のみで、具体的な提示がなされなかった。国の出先機 関が地方に移譲されても、十分な財源が確保されなければ、財政上の不利益や 財政負担が生じて地域間格差を拡大させてしまうことになりかねない。

必要な財源の確保は国が確実に措置するとともに、その法的な担保も必要であり、具体的で確実な財源措置が図られるよう、引き続き国に対して求めていかなければならない。

本県はかつて国の三位一体改革により、非常に大きな影響を受け、財政調整 用基金が枯渇しかねない危険な状況に陥ったが、県をあげての行財政改革によ り回避された。確実な財源の確保なくしては、地方分権の枠組みは成り立たな いことを前提として、今後の広域行政のあり方について議論する必要がある。

#### 2 市町村の意見の反映について

国の出先機関の移譲に対して、全国レベルでは基礎自治体である多くの市町 村から、否定的な意見が出されている。

九州においては、「九州広域行政機構(仮称)」の設立について、九州地方 知事会と九州市長会との意見交換会などを実施し、各県でも市町村への説明を 行ってきている。しかしながら、市町村との意見交換を通じた相互理解の促進 の必要性や、市町村の意見が反映される仕組みづくりなど、国と県と市町村の 関係においては十分な合意形成が図られているとは言えない。

地方分権改革は、基礎自治体である市町村にとっても、正に当事者としての 根幹をなす問題であるため、今後、広域行政の議論を進めるにあたっては、本 県としても十分に市町村に対して理解を得るように説明するとともに、その意 見に耳を傾ける必要がある。

## 3 国と地方のあり方について

地方分権改革については、とかく制度論に陥りがちであるが、まず、地域が 生き生きと発展していくためには、国と地方のあり方をどのようにするべきか を議論しなければならない。

地域のことはその地域での権限と責任において決めて実行するという理念に 基づき進めるべきものである。

今後の日本をどうするのか、地方をどうするのかという問題解決への糸口と

なるよう、また、地方にとってより良い制度となるよう、国の制度設計に対して積極的に発信・発言してきたが、政権交代後の今後においても、九州地域のあるべき姿、将来像について、十分な議論を踏まえながら継続的に提言していく必要がある。

#### 【終わりに】

必ず活かされるものである。

この報告書は、本県の行財政改革においては、平成23年度で終了した「中期行 財政運営ビジョン」の取組結果、平成24年3月に策定された「行財政高度化指針」 について、及び、広域行政においては「九州広域行政機構(仮称)」について調査 研究し、提言をしたものである。

県では、長期総合計画「安心・活力・発展プラン2005」の最終年度である平成27年度(2015年度)が近づくなか、その達成に向け政策の実現を下支えする「行財政高度化指針」をプラン2005の期間に連動した今後4年間を視野に入れて策定している。

本指針が果たすべき役割は大きい。社会情勢がめまぐるしく変化する状況では、 単に無駄の削減といった観点からの行財政改革のみでは、持続可能な行財政基盤の 構築はおぼつかない。

県政の目的は、県民サービスの向上である。限られた行政資源を最大限に活用し、 県民中心の県政を展開するためには、県民への行政サービスを「高度化」するとと もに、行政体としての大分県庁も「高度化」する必要がある。

政策県庁は、県民の声をいかに的確にとらえるかにかかっており、県職員一人ひとりの現場主義の更なる徹底などにより、県民から真に信頼される県庁になることが期待される。

また、「九州広域行政機構(仮称)」については、国の出先機関の丸ごと移譲が 政権交代に伴い先の見通しが立たない状況にある。地域のことはその地域での権限 と責任において決めて実行するという地方分権の確立に向けた取組の過程として、 「九州広域行政機構(仮称)」設立を推進したことは意味あることであり、今後に

今後は、新政権による道州制の導入も含めた新たな政策・方針に対しても適切に 対応していくことが望まれる。

本委員会として、今後も本県の広域行政・行財政改革のあり方について、「夢と希望あふれる大分県」の実現に向けた取組となるよう調査・検討を進めていきたいと考えている。

以上をもって、広域行政・行財政改革特別委員会の中間報告とする。

平成25年3月7日

## 広域行政·行財政改革特別委員会

委員	長	深	津	栄	_
副委	員長	毛	利	正	徳
委	員	久	原	和	弘
委	員	三	浦	正	臣
委	員	吉	富	幸	吉
委	員	古马	利	正	治
委	員	渕		健	児
委	員	团	部	英	仁
委	員	井	上	伸	史
委	員	竹	内	小什	美

## 【委員会の活動状況】

## 1 委員会の開催状況

開催年月日		調査項目
第1回	平成23年 8月3日	・正副委員長の互選
第2回	平成23年 9月29日	・付託事件の調査(総務部)
		(1)九州広域行政機構(仮称)について
		(2)中期行財政運営ビジョンにおける行財政改革の取組
		状況について
		(3)公社等外郭団体について
		(4)情報システムの活用状況について
第3回	平成23年10月28日	・付託事件の調査(総務部)
		(1) 今後の行財政改革について
第4回	平成24年 1月16日	・付託事件の調査(総務部)
		(1)広域行政懇話会について
		(2)大分県行財政高度化指針(素案)について
第5回	平成24年 3月2日	・付託事件の調査(総務部)
		(1)大分県行財政高度化指針(第2次素案)について
		(2)公社等外郭団体の見直し方針について
第6回	平成24年 5月10日	・付託事件の調査 (総務部)
		(1)九州広域行政機構(仮称)の設置に向けた取組につ
		いて
第7回	平成24年 6月19日	・付託事件の調査 (総務部)
		(1)九州広域行政機構(仮称)の動向について
第8回	平成24年 9月20日	・付託事件の調査 (総務部)
		(1)九州広域行政機構(仮称)について
		(2)大分県中期行財政運営ビジョンの取組結果について
		(3)公社等外郭団体の経営状況等について
		(4) 平成23年度包括外部監査及び行政監査の結果につ
		いて
第9回	平成24年12月 6日	・付託事件の調査 (総務部)
		(1)九州広域行政機構(仮称)について
		・特別委員会の今後の取り扱いについて
第10回	平成25年 2月27日	・中間報告書の審議

## 2 県外事務調査の状況

調査年月日	調査先	調査項目
平成24年 7月10日	大阪府	(1)大阪府大阪市(関西広域連合)
~		・ 関西広域連合について
平成24年 7月12日	奈良県	(2) 奈良県奈良市(奈良県議会)
		・行財政改革の取組について
		・広域行政、関西広域連合について
	滋賀県	(2)滋賀県大津市(滋賀県議会)
		・行財政改革の取組について